

妙高市エコモビリティ運用実証実験業務委託 プロポーザル実施要領

令和4年5月27日

妙高市 企画政策課

1. 業務の目的

自転車は、短距離移動に手軽で便利なだけでなく、環境にやさしい交通手段として多くの方に利用されており、都市内交通の一翼を担う乗り物としてその役割がますます重要になっている。

一方で、コロナ禍による地方分散型社会の時流を捉えて当市への新たな人の流れを創出するため、首都圏等の企業やテレワーカー等を対象としたワーケーションの実施などを行った結果、首都圏人材が来訪し始めているところであるが、首都圏等から来訪するビジネスパーソンや観光客等が当地域内での移動する手段不足など二次交通面が課題となっている。

このことから、当地域内を気軽かつ機動的に移動でき、かつ脱炭素社会の実現に向けたエコモビリティとしてE-Bike（電動アシスト付き自転車）を利用するとともに、国立公園妙高に代表される自然環境を五感で感じていただくためのアクティビティとしても活用しつつ、公共交通機関の補完、自動車交通の抑制による脱炭素化への寄与、回遊性向上による地域活性化等に資する移動手段として、すでに当市が令和3年度に調達したエコモビリティ（電動アシスト付き自転車）及び貸出・決済等にかかる自転車レンタルサイクルシステムを活用し、その運用にかかる実証実験業務を通じ、本格的な導入及び運用につなげていくことを目的とするものである。

当該業務委託にあたっては、価格以外の要素を含めて総合的に評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式を採用し、本事業に最も適した受託候補者を選定し、その手続き等についてこの実施要領に定める。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 妙高市エコモビリティ運用実証実験業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「妙高市エコモビリティ運用実証実験業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 契約上限額 4,430千円（消費税および地方消費税含む）以内とする。

3. プロポーザルの種類

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格の要件

- (1) 本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。
 - ア 妙高市の入札参加申請をすることができる者と同程度の要件を有する者であること。
 - イ 参加表明書の提出期限において、国及び地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- エ 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - オ 妙高市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。
 - カ 日本国内に本社を置いている法人であること。
- (2) 参加に対する制限
- ア 提出された書類の差し替え、変更、追加、削除等は原則認めない。
 - イ 同一の参加者が提出できる企画提案書は1つの提案のみとする。

5. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに係る質問がある場合は質問書を電子メールより提出することとし、送信後は電話にて受信確認をすること。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 提出期限 **令和4年6月1日（水）** 午後5時15分まで
※期限を過ぎた質問には回答しない
- (3) 提出方法 電子メール (kikakuseisaku@city.myoko.niigata.jp) により送信すること。FAX、電話及び口頭等による質問は受け付けない。なお、電子メールの題名は「【質問書】妙高市エコモビリティ運用実証実験業務委託プロポーザル」とすること。
- (4) 提出先 妙高市企画政策課
- (5) 回答方法 **令和4年6月3日（金）** までに妙高市ホームページ上で公開する。なお、質問に対する回答は、この要領及び仕様書等の追加・修正とみなす。

6. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式2）を提出すること。なお、提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格の要件を満たしていないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式2）
- (2) 提出方法 電子メール (kikakuseisaku@city.myoko.niigata.jp) により送信すること。FAX、電話及び口頭等による質問は受け付けない。なお、電子メールの題名は「【質問書】妙高市エコモビリティ運用実証実験業務委託プロポーザル」とすること。
- (3) 提出期限 **令和4年6月6日（月）** 午後5時15分まで
- (4) 提出部数 参加表明書（様式2） 正本1部

7. 企画提案書の提出

本プロポーザルを申し込んだものは次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提出書類
- ア 企業概要（様式3）
 - イ 業務実績書（様式4）
 - ウ 履歴事項全部証明書
 - エ 国税及び地方税を滞納していないことの証明書
 - オ 企画提案書（任意様式）
 - カ 本業務委託見積書（任意様式）
 - キ 企画提案書を収納したCD-R
- (2) 提出方法
- ア 提出書類を持参又は郵送で提出すること。電子メール、FAXによる提出は受理しない。
 - イ 企画提案書の副本には参加者を特定することができる内容（具体的な社名、ロゴ、サイン等）は記述しないこと。
 - ウ 持参する場合は、土日、祝日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - エ 郵送の場合は、封筒の表に「妙高市エコモビリティ運用実証実験業務委託プロポーザル関係書類在中」と書き、提出期限必着とする。
- (3) 提出期限 **令和4年6月10日（金）** 午後5時15分まで
- (4) 作成方法
- ア 企画提案書の作成にあたっては、別紙2「妙高市エコモビリティ運用実証実験業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」を参照すること。
 - イ 業務委託見積書にはOpen Street株式会社へ支払うシステム利用料を含むものとし、その利用料は**629千円/年(4か月)**×157,201円)を計上すること。
- (5) 提出部数
- ア 企業概要（様式3） 正本1部
 - イ 業務実績書（様式4） 正本1部
 - ウ 履歴事項全部証明書 正本1部
 - エ 国税及び地方税を滞納していないことの証明書 正本1部
 - オ 企画提案書 正本1部 副本9部
 - カ 本業務委託見積書（任意様式） 正本1部 副本9部
 - キ 企画提案書を収納したCD-R 1枚

8. 審査方法及び審査基準

(1) 審査委員会

受託候補者の選定にあたっては、審査委員会を設置し、評価基準に基づき、審査及び評価を行う。

(2) プロポーザルヒアリング（選考審査会）の実施

- ア 日 時 令和4年6月15日（水）
- イ 場 所 妙高市役所
- ウ 実施方法
- ① 1者ずつの呼び込み方式としてプレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分の計30分とする。
 - ② プレゼンテーションの資料やスライド中には、参加者を特定することができるような表示及び表現をしないこと。ヒアリングにおいても同様とする。また、参加者の特定につながるような発言や行為はしないこと。
 - ③ プレゼンテーションの資料は、企画提案書及びそこに記載した内容以外の資料を用いた説明は不可。ただし、見やすくするための加工については認める。
 - ④ プレゼンテーションに必要な機材は、参加者側で用意すること。ただし、プロジェクター及び投影スクリーン、VGA端子・HDMI端子ケーブルは妙高市で用意する。
- エ 結果の通知 令和4年6月下旬までに参加者へ通知する他、妙高市ホームページで公表する。
- オ その他 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、実施日や説明方法を変更する場合がある。

(3) 評価方法

- ア 企画提案書の審査は評価項目毎に点数化して5段階評価とする。
- イ 各審査委員が評価項目毎に採点した点数の合計点を計算し、順位付けを行い、1位と順位付けした審査委員数が多い提案者を受託候補者とする。1位が同数の場合は2位と順位付けした審査委員数が多いものを受託候補者として決定する。以下同数の場合は3位、4位と続ける。
- ウ イによる方法でも決定できない場合は、各審査委員の総得点数により受託候補者を決定する。
- エ 審査にあたり、最低基準（評価点合計が配点合計の6割）を設ける。参加者が1社のみの場合であっても基準点を満たすときは受託候補者とする。また、基準点に満たない場合は、または参加者がいない場合には再度公募を実施する。

(4) 評価項目と配点基準

| 評価項目 | 評価の観点 | 配点 |
|--------------------|--|------|
| 実施方針等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的を理解し、事業全体の計画に反映しているか。 ・事業全体のスケジュール計画を明確に描いているか。 ・妙高高原地域の特性を把握し、計画に反映しているか。 ・取り組み意欲の高さや積極性があるか。 | 10点 |
| 運営体制・方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営は組織化され、適切な人員、又明確な責任者が配置されているか。また本業務を確実に遂行できることが期待できるか。 ・日常時のE-Bike、機器等の運営方法（メンテナンス等）は適切かつ工夫されているか ・サイクルポートでのE-Bikeの偏在に対し、体制が組まれているか。 | 15点 |
| E-Bike及びサイクルポートの設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・サイクルポートの設置数は十分か。また利用者が使いやすい、利用が促進されるような選定場所になっているか。 ・サイクルポートに設置するE-Bikeの台数は十分か。 | 10点 |
| 利便性 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすく適切な利用時間及び利用料金設定となっているか。 | 10点 |
| 安全管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の運営体制や組織体制が組まれているか。 ・放置自転車に対し、体制が組まれているか。 | 10点 |
| 利用促進イベント等の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通、観光、経済の活性化に寄与する効果的な取組になっているか。 ・利用促進につながるような内容になっているか。 | 20点 |
| 自由提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書以外で事業目的を達成するために必要と考える提案について評価する。 | 10点 |
| 業務委託見積価格 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に照らし妥当な価格であるか。 | 15点 |
| 合計 | | 100点 |

9. スケジュール

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 公募の実施 | 令和4年5月27日(金) |
| (2) 質問書の提出 | 令和4年6月1日(水) |
| (3) 質問書の回答 | 令和4年6月3日(金) |
| (4) 参加表明書の提出 | 令和4年6月6日(月) |
| (5) 企画提案書の提出 | 令和4年6月10日(金) |
| (6) プロポーザルヒアリング(選考審査会) | 令和4年6月15日(水) |
| (7) 結果通知 | 令和4年6月下旬まで |
| (8) 契約締結 | 令和4年6月下旬 |

10. 契約

- (1) 受託候補者は、業務内容の詳細について、妙高市と協議及び契約内容に関する交渉を行い、協議が調ったときは、随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- (2) 受託候補者が何らかの理由により契約を締結することができなかった場合には、次点の者を受託候補者とする。

11. 失格事項

参加者は、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) その他、妙高市が失格事項に該当すると判断した場合

12. その他の事項

- (1) 本プロポーザルは、妙高市エコモビリティ運用実証実験業務を委託するに最も適した受託候補者を選定することを目的として実施しており、企画提案書の提案内容が実際にそのまま採用されるものではない。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲において、複製することがある。
- (4) 提出された書類は、プロポーザルに関する公表、展示に使用することがある。
- (5) 提出された書類は、妙高市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、同条例第7条に規定する非開示情報を除く。
- (5) 審査経緯及び結果についての異議申し立ては、受け付けない。
- (6) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 本要領に定めのない事項については、適宜判断するものとする。

13. 担当部署

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5-1

妙高市企画政策課 地域創生グループ

電話 0255-74-0005

E-mail kikakuseisaku@city.myoko.niigata.jp